

議案第106号

令和3年度宝塚市一般会計補正予算(第8号)

資料1(27) 新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金について

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動維持の両立を図るために、市内の店舗及び事務所等を新型コロナウイルス感染症に対応する改装工事を行う市内事業者等に対し、改装工事費の一部を補助するもの。本補助金により、従業員が安全安心に働くことができる環境の整備を促進するとともに、事業を継続し、売上回復に意欲のある事業者の支援を目的とする。

2 補助金概要

(1) 対象者

市内に事務所、営業所、店舗等を設置している中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小事業者及び小規模事業者、個人事業主

(2) 対象業種

日本標準産業分類(大分類)の以下に該当する業種

- ①運輸業、郵便業
- ②卸売業、小売業
- ③宿泊業、飲食サービス業

(3) 補助金額

既存事業所等の改装工事に係る費用を上限100万円として補助するもの(70万円以上の工事を対象とする定額補助)

(4) 対象工事

- ①3密回避のための改修工事
- ②人同士の接触を低減するための改修工事
- ③外気との換気に配慮した改修工事
- ④業態変更に係る内装や外装の改修工事
- ⑤非接触機能付き設備の設置
- ⑥その他、新しい生活様式導入や省エネルギー促進のための改修 等

(5) 対象工事期間

令和3年(2021年)4月1日～令和4年(2022年)2月中旬頃

(6) 申請期間

11月末までを申請期間とし、申請額が予算額を超える場合、書類審査により、交付対象者を決定するものとする。

(7) 予算総額 20,970千円

新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金 20,970千円

内訳：対象事業費を上限2,000千円とし、

- ①市内事業者施工の場合 1,330千円(補助率2/3)×9件
- ②市外事業者施工の場合 1,000千円(補助率1/2)×9件